

消防救第 128 号
平成 30 年 6 月 25 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁救急企画室長
（公印省略）

救急業務実施時における交通事故防止の徹底について

今般、傷病者を病院へ搬送中であった救急車が交通事故の当事者となる事案や、さらには交通事故により救急車に同乗している関係者等が負傷するという事案が発生しました。

こうした事案は、傷病者を医療機関へ緊急に搬送するという救急業務に極めて重大な影響を生じさせることとなります。また、このような事案が続くことは、消防に対する国民の信頼を損なうものであり、再発防止を図らなくてはなりません。

つきましては、交通関係法令の遵守と内部規程等で定める緊急車両運行要領等の遵守を通じて交通事故防止を徹底し、さらに下記参考資料を活用して安全管理体制の再点検を行うなど万全を期するとともに、都道府県にあっては貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

【参考資料】

- 警防活動時等における安全管理マニュアル（平成 28 年 3 月消防庁）
https://internal.fdma.go.jp/hiyarihatto/juyo/anzenkanri_h28.html
- 事故事例集「消防庁ヒヤリハットベース」
<https://internal.fdma.go.jp/hiyarihatto/>

【問い合わせ先】

消防庁救急企画室 三島課長補佐・石井係長・市川事務官

TEL：03-5253-7529（直通）

E-mail：kyukyusuishin@soumu.go.jp